

招集期日 平成22年12月3日（金曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第3委員会室

開 会 12月3日（金曜日）午前 9時29分

閉 会 12月3日（金曜日）午後 0時14分

出席委員 委員長 永 澤 美恵子 副委員長 野 口 哲 次
委 員 小 出 亘 委 員 安 道 佳 子
委 員 関 谷 真奈美 委 員 向 口 文 恵
委 員 宮 岡 治 郎

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 市民部長 福祉部長
健康福祉センター所長 教育総務部長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 沼 井 俊 明 佐 藤 大 輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時29分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、補正予算1件の計3件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第107号、議案第108条の条例、次に議案第113号の補正予算の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長　　ここで休憩いたします。

午前　9時29分　休憩

午前　9時30分　再開

委員長　　会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第107号　入間市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

委員長　　議案第107号　入間市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

市民部長　おはようございます。議案第107号　入間市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、多くの市民の方にご利用いただいております入間市駅南口自転車駐車場の利用者の安定的な確保と経済的負担の軽減を図るため、その使用料を改定したいものであります。

改正の主な内容は、現行の1カ月単位の定期利用者区分に、新たに3カ月、6カ月単位の区分及び一般、学生の区分を新たに設けるものでございます。また、一時利用者区分にも、一般、学生

の区分を設けるものでございます。

その結果、改正後の一般利用者が1階の自転車利用の場合、現在の1カ月料金2,200円でございますが、これが3カ月利用の場合は6,600円のところが5,900円となり、10.6パーセントの割引となるものでございます。同じく6カ月利用の場合、1万3,200円が1万1,100円となり、15.9パーセントの割引となります。なお、学生の場合は1カ月の利用料金を、一般利用者の約20パーセント割引の1,700円と設定いたしまして、この利用料を基礎に、長期利用については一般利用者と同様な割引率を設定しております。また、一時利用者については、従来一般、学生同一料金でございましたけれども、学生の場合は自転車150円を120円に、原動機付自転車200円を160円とするものでございます。これらの割引制度の導入により、南口自転車駐車場利用者の経済的負担の軽減、利用者の増加につながるものと思っております。

なお、この条例につきましては、平成23年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

小出委員 今回の引き下げということで、市民の立場に立って努力されていることに本当に感謝いたします。その上で、昨年1階と2階

と屋上の利用の状況なのですけれども、去年は1階が利用料で見ると31万円減、2階が59万円ぐらい減と。屋上が1,500円の増ということで、屋上を使われる方が非常に多いということで、やっぱりこれは料金の設定によるものだと思うのですが、もう少しこの近年の状況というのはどのような感じになっているか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

市民生活課長 それでは、お答え申し上げます。

平成20年、平成21年度決算につきましては、今おっしゃった平成20年と平成21年の比較とかについてはそのとおりなのですが、平成19年につきましては月額1階の利用者、こちらが3,294台、2階の月額の利用者が4,727台、屋上の利用につきましては5,614台。それで、平成20年と平成19年の比較につきましては、1階がマイナス128台、2階の利用がマイナス115台、3階につきましてはやはりふえておまして、211台、平成19年と平成20年については増加ということになっております。

小出委員 それでは、やっぱり料金の1、2階と屋上の差というのがかなり大きいので、経済状況も苦しくなっている中でこういう数字が出てきているのだと思うのですけれども、この辺の検討はどのような感じでなされたのか、その料金の設定ですね。1階と2階と屋上の、これだけの差があるというところのあたりをちょっと説明していただきたいのですけれども。

市民生活課長 料金の設定につきましては、基本的な料金、1階の現状ですと月額2,200円ですか、それにつきまして近隣の状況を把握し

た上で、近隣の平均より若干下回るということで、それについては改定はしなかったところなのですが、その1階、2階、屋上の設定につきましては、近隣の割引率をもって、参考に当然しなくてはいけないものですから、算定をしたと。先ほど言いました1階の2,200円という金額がもし上回っているのであれば、平均割引率を算定、計算しても上回るということになってしまうと思うのですが、平均より下回っているところで近隣の平均を乗じたものですので、そういったことをご理解をいただきたいと思います。

関谷委員 今回利用料が減額されることによって利用者の増加を見込んでいるわけですがけれども、もともと自転車であって置いて放置自転車にしている方は、1日37.9台から30台を目標にするということが本会議で提示されましたけれども、もともと自転車以外の方というと、徒歩かバスか自家用車で来ていた人が今度自転車を利用するということになると思うのですけれども、これどのくらい多くなると見積もっているのでしょうか。

市民生活課長 現状放置自転車につきましては、今1日当たりということでお話がありましたけれども、1年間の放置自転車の台数については、平成21年度決算で366台、丸1年間でというような状況になっております。こちらの南口については、放置自転車の対策ということもあるのですが、今後の利用状況の推移と申しますか、につきましては、これから当然今減っている中で割引を適用したということで、どんどん市のほうでPRをさせていただきまして、PRをしないとどうしても市民には周知できませんので、その方

法も掲示板ですとかホームページですとか、また実際の利用者に対してチラシを配ったり、そういったことでどんだんご利用いただきたいというふうに考えているところなのですが、推移につきましては、現状確かなアンケートをとったわけではございませんので、確かな数字は申し上げられませんが、おおむね今現在は2パーセントぐらいの程度で、今計算をしているところでございます。

関谷委員 2パーセントというのは、利用者が2パーセントふえるだろうという推測ですよ。

それと、もともと放置自転車にしていた人はわかりましたけれども、それ以外、歩いていた人が自転車にかわるとか、バスの人が自転車にかわるとか、自家用車の人が自転車にかわるということも考えているのでしょうか。

市民生活課長 先ほど申しましたように、現状の利用者はもとより、どんだんホームページ等PRを行って、そういう新規の方、もしくは1回使った方でやめてしまった方もいらっしゃると思うのですが、そういった方々に対してもPRを行って、どんだん新規の開拓を行いたいと思っているところなのですが、残念ながらアンケート調査ですとか、そういったことはちょっと行っておりませんので、把握が、実際の正確な数字はちょっと見込んでいない状況でございます。

関谷委員 ということは、特にどの層をターゲットとして利用者をふやしたいというのはない、ありますか。

市民生活課長 ターゲットと申しますか、現状学生さんと一般の社会の方がおるわけなのですが、割合につきましては、一般の方が75パーセント、学生さんが25パーセントというような形で見ておるわけなのです。それらで、どちらかという保護者の負担から見れば、学生さんの経費を減らしたいとか、そういったことも考えられますので、より若い方に、もちろん一般の方もそうなのですが、より若い方にご利用をいただければなというふうに考えております。

関谷委員 歩いて今まで来ていた人は、健康にいいからそのままがいいと思うし、バスの方も公共交通機関を利用しているからいいと思うのですが、自家用車の方が自転車に変わると健康面でもいいし、環境面でもよくなると思うのですけれども、そういった環境、健康面などから、そっちの部門と連携して促進していくというお考えはあるでしょうか。

市民生活課長 エコ関係ですとか、そういった形だと思うのですが、これらの駐輪場関係とはちょっと別になってしまうかもしれませんが、交通渋滞の関係とか、なるべく公共交通機関を使ってというような話もさせていただいておりますが、実際のところ駅利用に対して、そのエコ関係については、私どもとしては推奨はちょっとしていない状況でございます。

関谷委員 はい、わかりました。

向口委員 使用料に直接的なことではないのですが、総括質疑のときにありました件で、夜間の管理人の件なのですけれども、あのときに

近隣の状況を調べましてというようなご回答だったと思うのですが、いつごろまでに調べていただけて考えていただけるのか教えていただきたいのですけれども。

市民生活課長 夜間につきましては、昼間と異なりまして有資格者の警備会社の方をお願いをしております、というのは南口自転車駐車場はオープンな施設でございまして、ドアとかしまらない状況で開放的なところですので、普通の昼間お願いをしている、シルバー人材センターをお願いしているのですが、そういった方ですとちょっと警備上も不安でもございますし、公の施設ということでございますので、我々としてはできたら終電が1時近くですか、あと始発が5時ということで、その間を省くというようなお話かと思うのですけれども、そういったオープンな施設で、夜だれもいないところかというと、やはり不用心でございますので、我々としては継続をさせていただければというふうに考えておりますが、近隣の状況につきましては、平成21年度決算とか今の現状ですとか当然出ていると思いますので、近々のうちにお調べしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

向口委員 オープンな駐車場ということなのですけれども、例えばほかの駅にある駐車場なのですから、そういったところも、もう夜は管理人さんいらっしゃらないと思うのですが、南口はやっぱりどうしても置きたいというお考えなのでしょうか。

市民生活課長 その点につきましては、ほかの無料自転車駐車場12カ所ございまして、そこは無料でということもないのですが、屋

根もございませんし、塀もございません。南口については建物内で、当然有料施設でございますので、しっかりした管理が当然市民の方からも求められていると思いますし、我々もそう考えておりますので、管理上どうしても南口については、今現在については、できたら管理のほう夜間もお願いをしたいと思っております。

また、夜間警備、人を配置しない機械警備を例えばするというようなことになった場合については、例えば改築の費用ですとか、オープン施設で機械警備というのはちょっとそぐわないのかなというようにところも考えもございますので、その辺もちょっと検討材料にさせていただきたいと思います。

向口委員 その場合の夜間の警備の方というのは、自転車の盗難等のための、やっぱりそれを見張っていただくための方ととらえてよろしいのですよね。

市民生活課長 夜間警備につきましては、当然終電また始発等に伴って利用者の方の面倒を見ていただくことが1つ。あとは、盗難も当然なのですが、施設の警備関係について配置をさせていただいているところでございます。

向口委員 では、もし例えば防犯カメラですとか、人が通るとぱっと明るくなるとか、何かそのような設備的な防犯体制みたいなことも考えられると思うのですけれども、例えばそうしたほうがよりいいのではないかというような、いろんな検討みたいなことをぜひしていただくお考えはありますでしょうか。

市民生活課長 先ほど私継続でと申しあげましたけれども、当然近隣の状況を把握して、先ほど改築の費用とか、私申しましたけれども、その費用ですとか、例えば違う夜間機械警備の委託方法、それらも近隣の自転車駐車場の関係を確認をさせていただいて、費用的な検討ももちろんさせていただくわけですが、近隣の状況も把握して、よりよいために検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

向口委員 その夜間の警備の方に対して、大体年間で180万円とお聞きしているのですけれども、これを毎年毎年このままずっと続けていけば、そのお金がずっとかかると思うのですが、例えば設備投資に回したにしても、このくらいのお金があれば最初初期投資して何とかなるのかなという気がするのですけれども、ぜひご検討させていただきたいと要望したいのですけれども、どうでしょうか。

市民生活課長 先ほど委託料が180万円とおっしゃいましたが、平成21年度決算については298万円です、おおよそですけれども、という形になってございます。

それで、夜間警備につきましては、夜11時から翌朝の6時という形になってございまして、それを全部廃止をするというのはちょっと、先ほど申しましたように終電の関係、始発の関係もございますので、早朝、昼間の委託の関係もございますので、その辺夜間警備がいいのか、昼間の方の時間延長がいいのかとか、そういったことも含まれますので、当然それらも考えながら検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

宮岡治郎委員 この施設がそもそも設置されたのは、昭和60年と伺っています。それで、この間総括質疑でもありましたけれども、放置自転車対策ということで設置されたと思うのですけれども、今現況として放置自転車って大体台数は少ないのですけれども、どのあたりに多いものでしょうか。

市民生活課長 先ほど平成21年度現在304台ですね、済みません、訂正させていただきます。304台ございまして、そのほとんどが入間市駅に集中してございます。内訳を申しますと、入間市駅が285台、武蔵藤沢駅が2台、仏子駅が12台、元加治が4台、そのほか武蔵藤沢駅に原付のいわゆるバイクが1台ございまして、合計で304台という形になってございます。

宮岡治郎委員 入間市駅南口に限って、ちょっと細かいのですけれども、その場合やはり駅の交通広場あたりが多いのですか。

市民生活課長 正確な数字は申し上げられませんが、自転車駐車場から駅に行く橋がございまして。その下の辺ですとか、またそこにコンビニがございまして、そのコンビニの付近。また、1本道を渡っていただいて銀行の前のほうですか、その交差点近辺、その辺が非常に多い状況でございまして。

宮岡治郎委員 そういった放置自転車の整理というのは、どのような方法で、どのくらいの頻度で行っていますか。

市民生活課長 撤去につきましては、年間8回行っております。そのほかシルバー人材センターに委託をしております。撤去は8回なのですが、常時例えば数台置いてあるものについては、ちょっと別

のところに近くに保管をして、それらがたまった段階で8回の撤去を行っているという状況でございます。

宮岡治郎委員 放置自転車対策というのは結構デリケートなものだと思うのですが、つまりただ単にむやみに取り締まるというのではなくて、至近距離に駐輪場がありながらそこを使わない方々に対して整理させていただくというような面もあると思うのですが、多少今度入間市駅南口自転車駐車場の料金が下がると、下がったのだから今以上に自転車駐輪場をご使用いただきたいというような促進策としてちょっと邪道かもしれませんが、多少この放置自転車の整理に対して少し強化していくというような考えは今のところありますか。

市民生活課長 先ほど、この条例施行に当たってPR等をどんどんしていくというようなことでお話しさせていただいたのですが、その撤去する際に、もちろん委託をしているわけなのですが、その方々にもチラシを持っていただいて、撤去のときに歩いている方、もしくは自転車で通る方がそのときもいらっしゃると思うのですが、その方々に対してもチラシを配ってPRを強化させていただくというようなことで考えておりますし、またその自転車駐車場の利用者に対してもそうですが、我々交通事故防止運動でPR、駅とかいろんな箇所で行っているわけなのですが、それらのときもあわせて自転車駐車場のPRをどんどん行っていきたいと思いません。

宮岡治郎委員 はい、ありがとうございました。

野口委員 戻りまして、今何か夜間警備のことがありましたので、前提として、私全部この条例見なかったのですけれども、この営業時間というか、利用時間というのは24時間ですか。その前提をちょっとお聞きしたいのですけれども。

市民生活課長 終電、始発の関係はございますが、利用につきましての制限はございません。

野口委員 そうすると、ここは24時間人が出入りしてもいいという施設なのですよね。ですから、それを前提に、一方建物ということで、建物ということは市民利用者は安心するということがあるわけです。単にスタンドを置いてお金を入れるようなところだと、自己責任みたいなイメージがつきますが、建物に一たん入ると、たとえドアがなくても皆さん安心すると。ですから、この安心というのは、やっぱり行政としては捨て切れないと思うのです。24時間人が出入りすると。もしこれが出入りできなければ、人が入ったときにウインウインと鳴って、そういうことができるけれども、これはこの南口の駐輪場の宿命だと思うのですけれども。ですから、安易に市民の信頼というものを無視できないと思うのですけれども、いかがですか。

市民生活課長 今現在、先ほど申しましたように夜間警備を行っております。その際、人の出入りは自由だということで、受付というか窓口がございまして、来られた方は必ずそこを通るような形になっております。それで、どなたもいらっしゃらないと、今言われたように不安がつきまといますので、どなたかいれば、もちろん電

気もついておりますし、安心してご利用いただけるというふうには私どもも考えております。

野口委員 わかりました。

関谷委員 この南口駐車場を利用しない方に、料金が減額されることによる間接的なメリットのようなものはあるのでしょうか。

市民部長 何をもって間接的かというとというのはなかなか難しいわけですが、これ総括質疑の中でも政策的な目標は何かというようなご質疑がございまして、第一義的には、そもそも論として、この南口駐車場が、駐輪場が放置自転車対策であると。放置自転車がなくなれば、まちの美化につながっていくだろうし、そういう意味では一般市民の方についてもいい方向に展開していくのではないかと、そういうご答弁をさせていただきましたので、それをもって間接的と言えるかどうかわかりませんが、一つの政策的な目的ということでご理解をいただきたいと思っております。

関谷委員 本会議でも少し質疑がありましたけれども、交通対策全体として、例えば余剰のお金を積み立ててていーろーどが1台買えるとか、そんな質疑がありましたけれども、そういった交通対策全体として何かお考えはあるのでしょうか。

委員長 基金の話ですか、それは。

関谷委員 そうですね、はい。積み立て。

〔(何を積み立てる) と言う人あり〕

関谷委員 ごめんなさい。収入が3,000万円あって経費が1,500万円あって、今回減額されることによって500万円余剰金が減額されるけれど

も、その残ったお金で交通対策全体を考えることはないでしょうか。

市民部長 今おっしゃったとおり、若干余剰金といいますか、この南口駐輪場に限っていえば、歳入歳出の差額分、いわゆる黒字分が減る、これは事実でございます。では、残ったお金をどう使うのだという話なのですが、当然だからこれも議会でも、総括質疑でもご答弁をさせていただいたとおり、大規模改修というのが、そう遠くない未来においてやらざるを得ないと、こういう状況でございますので、そのための原資の一つにしたいと。それが交通対策といえないのではないかというのは、それは議論のあるところでございますが、私どもはそれも含めて、要するに放置自転車対策としての南口駐車場があって、その維持管理に今後も充てていきたいということであれば、広い意味ではそれも含めて交通対策であろうというふうに思っております。

以上です。

関谷委員 ちょっと違いますけれども、例えば更地の駐車場にも小屋がありますよね。シルバーの方が待機する場所ですか、ああいったところもどんどん劣化していくと思うのですけれども、お金の名前書いていないので何とも言えませんが、そういった駐輪場の小屋とか、そういった修繕にお金を回していくということも考えるのでしょうか。

市民部長 これ全体の予算の中での話ですけれども、無料駐車場の全体の維持経費が大体年間2,500万円ぐらいかかります。この余剰金で

は足りないわけです。結局一般財源をそこに、一般財源というか、市税なりを投入しているわけです。それは、先ほど言いましたようにお金に色がついていませんので、これをそこに充てるよという明文なものはありませんけれども、市全体の中での歳入歳出のバランスの中で、その辺については対応していると、こういうことでございます。

小出委員 直接的な質疑なのですが、この駐輪場において盗難事件とか、いろんなことは今までかつてあったのでしょうか。

市民生活課長 件数等は申せませんが、過去にはございました。

小出委員 結構頻繁に起こるものなのでしょうか。

市民生活課長 割合的には申せませんが、ほとんどというか、まず起こらない状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第107号 入間市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

た。

ここで休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時05分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第108号 入間市公民館使用及び使用料条例及び入間市立図書館
西武分館会議室使用及び使用料条例の一部を改正する
条例

委員長 議案第108号 入間市公民館使用及び使用料条例及び入間市立
図書館西武分館会議室使用及び使用料条例の一部を改正する条例
を議題といたします。

本日、生涯学習部長が欠席のため、生涯学習部次長より概要説明
を行いますので、ご了承願います。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

生涯学習部次長 おはようございます。議案第108号 入間市公民館使用
及び使用料条例及び入間市立図書館西武分館会議室使用及び使用
料条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年6月定例会市議会におきまして入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例議案のご決定に当たりましていただきました附帯決議についての対応の一環といたしまして、受益者負担の原則を基本に社会教育活動の振興と効果的な施設運営を図ることを趣旨としまして、条例を改正したいものでございます。

附帯決議につきましては3点いただきましたが、そのうちの1人当たりの使用料が過度に高額とならないように配慮すること、そして使用をキャンセルした場合の使用料は民間を参考に還付のルールづくりをすることの2点に対応する内容の改正案でございます。

改正の主な内容ですが、1人当たりの使用料が過度に高額とならないように配慮することに関しましては、現行条例では使用料の免除規定だけだったものを、今回の改正案は使用料の減免とし、減額し、または免除することができるようにしたいものでございます。

また、2点目の使用をキャンセルした場合の使用料は民間を参考に還付のルールづくりをすることに関しましては、現行条例では使用者の責任でない理由により使用できなかった場合以外は使用料の還付はしない規定でした。これを受益者負担の適正化の視点から、使用者から中止の申し出があり、かつ使用料の還付の申し出があったときも使用料の一部を還付できるように改正したいものでございます。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行し、附則第4号の

規定に関しましては公布の日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

安道委員　総括質疑でもあったわけですが、それを受ける形で何点かお聞きしたいと思います。

附帯決議をより生かしていくというふうな形の具体化だと思うのですが、利用する際に少人数のサークルについて負担を軽減させていくというふうな内容だと思うのですね、今回示されたのが。私たちの共産党入間市議団のほうで、例えばの例なのですけれども、藤沢公民館の例でいろいろお聞きしたのですけれども、藤沢公民館の例で見ますと、例えば128サークルあるのです。そのうちで、ここでいくと5人以下のところについては半額減額にしますというふうな規定のようです。

見ていきますと、5人以下のサークルで減額されているところと減額されていないサークルとあったのです、調べましたら。7団体については、5人以下でも免除されていなかったのです。公民館ごとで多少の差異が出るようなことはあるのかなとは思ったのですけれども、1つの公民館の中でも同じに5人という規定があったとしても、されているところとされていないところがあったというふうなことを調べてあったのですけれども、その少人数の規定はどういうふうにはなっているのでしょうか。5人で区切るというふうなことですけれども、実態としては免除する、

しないで、同じ5人でも違っていたのですけれども、これはどう
いうふうになっているのでしょうか。

中央公民館長 お答えいたします。

今回の減額の対象は5人以下となっており、かつ100円以上の
負担となるサークルを対象とさせていただきたいと考えておると
ころであります。

安道委員 そうしますと、1人当たり100円以下になるようにというふう
なことですね。そうしますと、ほかの7つの5人以下の団体は、
月当たりの活動の回数が少ないとか、あるいは利用時間が少ない
とか、そういうふうなことだったのでしょうか。

中央公民館長 この規定は、1回当たりの利用に関して規定させていただ
きたいと考えております。

安道委員 この規定の中で、会員の減少により1人当たりの負担が過度に
重くなる団体をとということで、市のほうでは一定度会員さんの募
集を募るようなことをして、その中でできるだけ会員さんをふや
していくような方向のアピールをしていくというふうなお話があ
ったかと思うのですけれども、それを続けてもなかなかふえてい
かないというふうな状況もきっとあるかと思うのです。そういつ
た場合というのは、やはり減額をずっと継続できるようにしてい
くのでしょうか。

委員長 申しわけない、いいですか。

安道委員 はい。

委員長 ちょっとともとなのですけれども、今もう既に5人以下の中

で7団体が減額になっていないというお話があったかと思うのですけれども、まだ施行されていないですよ。その辺ちょっとご説明願えますか。

安道委員 済みません、なった場合にはこういうふうになりますということを示していただいたのですね。

委員長 ええ。

安道委員 その中で、そういうふうな見込みで出していただいたものなのですけれども、その中で今話しているので申しわけなかったのですけれども、いずれにしても総括質疑のときの答弁の中では、社会教育をより充実させていくのだという方向でのこれは提案ですというふうなことだったので、その点についてはこういうふうな案を出していただいたのはよかったと思うのですけれども、ただ今非常に細かいところだったのですけれども、5人以下と以上で100円以上にならないようにというふうなことの内容はよくわかったのですけれども、しかし利用団体によっては、あちらが軽減されてこちらが軽減されないとか、あるいは公民館ごとによって、そういうふうなことが出てくる可能性もありますよね。そういうふうなところについては、公民館ごとでどういうふうに調整を図っていくのか、理解をつくり上げていくのか、その辺のところをお聞かせいただきたいのですが。

中央公民館長 まず、今回の改正そのものは、12月の教育委員会の規則改正を伴うこととなりますけれども、その後1月にこの減免のことに関しまして、あるいは還付のことに関しましても含めまして、

全利用者に説明会を開かせていただいでご説明を申し上げたいな
というふうに考えております。その節に、4月をサークル活動の
促進月間として取り組んでまいりますということをご説明申し上
げて、その折に使用料の減額のことについても各サークルにご説
明をしていきたいというふうに考えております。

安道委員 これからになるわけなのですからけれども、さまざまな意見が出て
くるのかなというふうに考えられるのですけれども、規定があっ
て、その枠で減額となるようなところを絞っていくのもあるかと
は思うのですが、逆に例えば5人になってしまって減額だけれど
も、では6人になったらふえますよというふうなこともあるわけ
で、ぐっとふえてしまうというようなこともあるわけですね。
その辺のところというのは、何か厳しいなど。境界はどこかでつ
くるのだと思うのですけれども、その辺の柔軟な対応というのは
検討する余地があるのではないかと。

やはり負担が重くなってしまって、例えば毎週やって楽しんで
いたサークル活動を、月当たり2回に減らさなくてはならなくな
ってしまったりとかというふうなことになるのと、やはり社
会教育を充実させていこうという本来の公民館の活動の趣旨とは
離れていくのかなと。より活発な公民館活動をというふうなこと
であると、その辺の支援を考えていくというふうなことは必要か
と思うのですが、グレーゾーンといたらいいのか、その辺はど
のように検討されているのでしょうか。

中央公民館長 まず1点、サークル活動の促進という視点で今後取り組ん

でいくということを重点にやっていきたいというふうなことは考えているわけです。一方、サークルの中には会員をふやしたいというふうには考えていないというサークルもあるのです。9月にアンケート調査をさせていただきました。その中で、111団体からご回答をいただいたのですけれども、3割近いサークルは会員を特にふやしたいとは考えていないというサークルもございます。

今回の支援策は、会員数をふやして活動を活発にしていきたいという考え方で取り組んでいくわけですが、現状そういった、サークルの中には固定したメンバーでやっていきたいというサークルもあるということもございます。基本的には、受益者負担の原則で使用料をいただくというのが基本でありますので、受益者負担の原則と、サークル、社会教育の支援という視点と、その辺の整合性をどこかで図っていかなければならないというふうには考えているところであります。

サークルでありますので、団体でありますので、おおむね5人ぐらいの人数が最低でも必要ではないかというふうに考えておりまして、この5人というところを最少人数とならないような線として規定させていただきたいなというふうに考えているところであります。

安道委員 こういったことについては、規則で具体的に規定していくことになると思うのですけれども、その規則で詰めていくことについて、今どの程度まで進んでいるのでしょうか。

中央公民館長 減免の規則そのものは、教育委員会の規定の中で、教育委

員会が必要と認めた場合には50パーセントの減額ができるという範囲内でありませけれども、運用に当たりましては、それを受けてサークルの促進に関する基準を設けて、その中で運用していきたいなというふうに考えております。したがって、今回実際初めての取り組みになりますので、その効果というものがどの程度あるかというのは今後やってみないとわかりませんので、適用基準、5人がふさわしいのか、金額も100円以上がふさわしいのかというのは、運用していきながら見ていきたいなというふうには考えております。

安道委員 そうしますと、これからこれスタートさせていくわけですがけれども、実際にこれスタートさせてみて、その後に検証していくといたしますか、そういったことについては一定のプラン、めど、何年でこれを1回見直すというふうな、そういったことについてはあるのでしょうか。

中央公民館長 サークル活動の促進という視点からは、引き続き続けていきたいなというふうに考えておりますので、4月がまず会員をふやすための取り組みの月間というふうに位置づけて、その後どのようにサークルが変化していくかというのは見ていきたいと、来年度も続けていきたいなというふうに考えております。再来年度となりますかね、というふうに毎年4月をそういった取り組みをして経過を見ていきたいというふうに考えております。

安道委員 そうしますと、年度年度で問題点というか、今回初めての取り組みになりますから、1回はきちんと出た問題があったか、課題

があるかというふうなことを検証する必要があるかと思うのです。だから、それについてもう一度見直すべきところは見直したりというふうな検討も必要かと思えますけれども、そういうふうなことについてはどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたかったのですけれども。

中央公民館長 軽減策が具体的に適用されていて、どのような負担にそれぞれのサークルがなっているか、そうしたサークルの促進のための負担軽減策がどのような効果を与えているかということを来年度見ていきたいなというふうには考えております。

向口委員 いただいております資料1の中で、この改正の要旨のところ、これをそのまま読むとなのですけれども、減額対象はと、2の予定している規則の改正内容のところなのですが、真ん中辺なのですけれども、減額対象は、会員数の減少により1人当たりの負担額が過度に多くなる団体を予定しているということで、このとおり解釈しますと、要するに会員数がだんだん減少してきた団体ととれるのですけれども、最初から例えば5名とかということも、もちろん含むととらえていいのでしょうか。

中央公民館長 サークルの会員をふやしたいと希望している団体は、この促進のための事業には参加できるようにしていきたいと考えておりますので、10名以下程度の団体を、会員をふやすための取り組みに加わっていただこうかなと、対象とさせていただきたいなというふうに考えております。

向口委員 先ほども出ましたけれども、余り会員をふやさなくてもいいの

だということもあると思うのです。例えば、それはやっぱり内容によっては余り多い人数だとできにくいものですか、いろいろあると思うのですけれども、私たちは5人、もうこの程度でいいのだということで減免を受けて、ずっとそのままいつて減免を受け続けるということってあるのかなという気もするのですが、その促進策をやっていただくということなのですからけれども、例えば促進をしても余りそういう感じにいかないという場合、その辺のことはどういうふうにお考えなのでしょうか。

委員長 減額ですね。

向口委員 ああ、減額ですね。失礼いたしました。

中央公民館長 減額の対象は、このサークル促進月間の事業に参加した団体を対象といたしますので、ふやしたくないというところは参加いたしませんので、対象となりません。

関谷委員 負担が過度に多くなるというのは、5人以下で、かつ1人当たり100円以上ということなのですからけれども、これ基準日、いつの時点でというのはあるのか。例えば、10月は5人だった、11月は6人になったとか、毎回変わるのでしょうか。

中央公民館長 公民館の申請そのものは、前の月の1日から使用申請を受け付けさせていただきましても、その時点で5人以下で100円以上になっている場合には半額というような受け付けの仕方をしていきたいというふうを考えております。

関谷委員 そうすると、毎回使用料が変わる可能性があるということではないですね。

中央公民館長 はい、そのとおりでございます。

関谷委員 それで、会員をふやす努力に関してなのですけども、これ本会議で終期はないと。いつまでもいつまでも、3年たっても4年たっても推進していればいいのだ、その間はずっと半額なのだというように受け取ったのですけれども、そうするとモラルの問題といえますか、適当にふやしているふりをすればいいのだということにはならないのでしょうか。

中央公民館長 サークルをふやしたいというふうに考えているサークルは、現実たくさんございます。それに向けて、公民館も一緒に頑張って取り組んでいきたいなというふうな考えておりますので、そのような、今ご質疑にあったような、減額されるためにそういうふうに手を挙げてくる団体というのはないのではないかなというふうに考えております。

関谷委員 そのように信じたいというところでしょうか。そうすると、やっぱりこっちの団体は頑張って努力して増額になったと。こっちの団体はやっぱり減額のままだという、不平等だということにならないのでしょうか。

中央公民館長 一定の最初に基準をご提示申し上げて運用させていただきたいと考えておりますので、頑張る、頑張らないというのは、PR活動が主なものであります。それから、体験の機会を設けていただくとか、見学会を設けていただくとかというようなことになりますけれども、そういった一連の取り組みの中で結果が出るか出ないかというのは、今後の結果はちょっとまだわからないわけ

ですけれども、そういった取り組みをしていく中でサークルとともに、目的そのものがサークル活動の活性化でありますので、そういった視点で取り組んでいきたいなというふうに考えております。

関谷委員　せめて終期をつくる必要はあると思うのですけれども、いかがでしょうか。永遠に減額というのではなくて、3年頑張ったけれども、だめだったらとか、3年とか終期決める必要はどうか。

中央公民館長　サークルのちょっと実態から申し上げると、非常に高齢化が進んでいるということが1つにはございます。これも調査をさせていただいたのですけれども、高齢化が進めば進むほど、やはり年間の会員が減っていくという傾向が強くなっていくということがございます。したがって、現状の会員が減っていくサークルそのものの現状を見ると、何年か減額をしたから、もうだめですよというような規定の仕方をしていくというのは、実際のサークルの流れから、現状からいうと、ちょっと反対方向の考え方になってしまうかなというふうに考えておりますので、あくまでも今の段階では、会員が減って衰退していくサークルにはなるべくご支援申し上げたいと、そのような考えでおります。

宮岡治郎委員　図書館西武分館会議室ですけれども、これは公民館と全く同じ扱いですか。

図書館長　公民館と同じような扱いでやっていきたいというふうに考えております。

宮岡治郎委員　いわゆる図書館法というのがあって、図書館の利用料はた

だであるというような原理原則があって、かつてそれを一つの根拠に、図書館西武分館の会議室の使用料がただでないのはおかしいというような議論もあるにはあったのですけれども、私はそれに擁するわけではありませんが、この会議室というのはどういうものなのですか。つまり図書館の施設の一部なのですか。それとも図書館の中にある特殊な部分なのですか。それとも図書館にたまたま公民館的要素が併設されたと、そういうものなのですか。

図書館長 図書館の西武分館につきましては、平成5年に開館をしております、17年目ということになりますけれども、建設されたときに、もちろん図書館の分館をつくってもらいたいという要望が、特に仏子地区は子ども文庫でしょうか、の活動が盛んだったものですから、そういう方たちを中心にしてそういう要望があって、それで分館をつくっていこうというのが1つございました。

と同時に、当時の仏子地区の方々から、野田には公民館があるけれども、仏子にはそういう集会所的なものがないから、何とかそういうものができないのかというご要望もございまして、そういったさまざまな地域の人たちのご要望を受けまして、基本的には図書館の分館をつくるけれども、公民館的機能も持った会議室も併設していくというようなことで、現在の分館になったというふうに聞いております。したがって、開館当初から2階の会議室につきましては公民館と同じ扱いで、条例規則もそのような内容で運営してきたと、こういったいきさつがございます。

以上でございます。

宮岡治郎委員 はい、ありがとうございました。

野口委員 促進月間ですか、いろいろ聞こうと思ったら、いろいろ細かいことをおっしゃっていただいていたのですけれども、ちょっとでも1つだけ確認しておきたいのですけれども、この促進というのはあくまで地域というか、全体のそういった公民館利用の促進だということでもって、ここのサークルにふやしなさいという課題、ミッションというのは大げさですけれども、与えるものではないということ、つまりオープンであればそれでいいのですよと。ふやそうという意識は公民館全体、地域にばらまきますよと。その一環でみんなでやりましょうという意識を持たないと、ふやさないといけないみたいな意識を公民館利用者が持つと、これ大変なことになるのです。その点だけ確認しておきたいのですけれども。

中央公民館長 もちろん強制できるものではございませんし、活動内容によって、例えばコーラスを限定したメンバーでやっているとか、楽器の演奏を組んでいるとか、そういったグループもございまして、必ずしもふやす必要のないところもありますので、強制するようなことはもちろんしていくつもりはございません。

野口委員 もちろんそのとおりで、ちょっともう一つニュアンスで、つまり促進運動に入った団体、つまり5人以下で100円以上ということで減額の対象になった団体も、こういう恩恵をこうむったらふやさないといけないのですよみたいなプレッシャーではなくて、促進運動に入った場合でもみんなでやりますという雰囲気で作

ていただきたいということで、だからはっきり言ってケースによってはふえない可能性もありますよね、特殊なもので。でも、来たら受け入れますよというものがあるかもしれないと。そういう雰囲気であればいいと。

ですから、何年たってもふえなくても、それはみんなで受け入れましょうみたいなことでやっていただきたいということで、そういう趣旨の質疑だったので、ちょっと確認だけお願いします。

中央公民館長 サークル活動の内容がお互いに理解し合えていくということも必要だと思いますし、説明会のような中で、この事業そのものの趣旨も正確に伝えて取り組んでまいりたいというふうに思います。

関谷委員 9月議会のときも少し言ったのですけれども、これあくまで条例で、教育委員会が認めた場合はと書いてあるのですけれども、詳細は規則で決めると。事細かに条例に盛り込むことは難しいと思うのですけれども、ある程度骨格を条例に盛り込むお考えはないでしょうか。

中央公民館長 この改正の中身は、使用料そのものでありますけれども、使用料は条例で定めておりまして、特に必要な場合に限り減額、免除をすることができるというふうに改正させていただく、これが原理原則かなというふうに思うわけです。

ご議論いただいているように、この運用に当たっては非常に柔軟な対応が必要ではないかなというふうに思っておりまして、教育委員会の規則等の中で施策として適用させていただくほうが効

果的であるかなというふうに考えております。

関谷委員 そうすると、ずるずると減額の範囲が広がっていく可能性はないのでしょうか。

中央公民館長 原理原則として、先ほど申し上げたように条例規則で使用料を定め、特に必要な場合に限り免除することができるというふうな条例でありますので、その条例を超えないような規則の運用を図っていきたいというふうに考えております。

委員長 この際、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

質疑を行います。

永澤委員 済みません、いろいろお話を聞かせていただきまして、まず1点きちっと確認したいことは、あくまでも市民のサークル活動を、生涯学習を阻害するものではないという、使用料の部分というのはきちっと私たちも確認していきたいと思います。

その上で、今図書館の西武分館のところは公民館使用と同じような形になっていると。その経緯をちょっと聞いたのですけれども、やはり近隣に公民館がないということで、平成5年にそういう形で使用したということなのですが、その観点からいきますと、今回勤労福祉センターの議案があったと思うのですけれども、その勤労福祉センターも、やはり近くはないということで使用が公民館的な扱いというか、市民に開かれた扱いになっているのです。そうしますと、いろんな条例規則では違うかもしれないのですが、

使い方としては勤労福祉センターも市民の方が使えるようになっているということで、非常に今の図書館の西武分館の使用と、会議室の使い方というのは似ているのではないかなと思うのです。今後その辺も、ちょっと部署が違うのですけれども、対象の、今すべて減免になっているのですけれども、市民が使う場合には会議室等は減額の対象を考えていけるかどうかのちょっと確認をしたいのですけれども。

副委員長 いや、この分館は、もう減額の対象になっているので、それ以上のことはないのです。

永澤委員 いいですか。

生涯学習部次長 社会教育施設ではありませんので、ちょっとその点に關しましては答弁できないということでお答えします。

永澤委員 それわかった上で、ちょっと今お話をしているのですけれども、そういうことを、社会教育施設ではないのですが、使い方が同じようにおっしゃっているのですね、市民に開かれた会議室ということで。そこを環境経済部のほうと検討していただけないでしょうかということ、ちょっとお話を伺っているのですけれども。

副委員長 ちょっと済みません、前提皆さんわからないので、今勤労福祉センターの使用料がどう違うかというのを、質疑者のほうから前提がないと皆さん理解できないので、ちょっと言っていただけますか。

永澤委員 済みません。勤労福祉センターも、今減免がすべてされていて、使い方というのは全く今までの公民館と同じような形にな

っていると思うのです。それで、今も図書館法では全部無料にしなくてはならないというけれども、会議室に至っては公民館と同じような使い方になっているということをお聞きしたので、その上で、では勤労福祉センターの会議室についても、近隣者にとっては公民館と同じような使用を許可されているわけなのです。そういうことなので、市民にとっては部署が違うとかいうことは余り関係ないことなので、この減額の対象がそこだけ減免でいられるというのがちょっとどうなのかなというのがありまして、今後勤労福祉センターの会議室を市民が、要するに社会教育活動として使用する場合には、そういうことの対象として考えられるのかなという範囲だと思うのです。それを、環境経済部のほうとのいろんなことで交渉というのは今後やっていただけるかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

副委員長 交渉というよりも。

永澤委員 交渉というか、その検討ですね。

生涯学習部次長 全庁的に減免のいろんな施設がありますので、今回は公民館と西武分館の話ですけれども、全庁的な課題として使用料の見直しというものを検討していますので、その中で調整までいかないかもしれませんが、協議はできるかなと思いますけれども、その程度です。

永澤委員 ありがとうございます。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第108号 入間市公民館使用及び使用料条例及び入間市立図書館西武分館会議室使用及び使用料条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時54分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正予算(第3号)のうち所管のもの

委員長 議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正予算(第3号)のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、健康福祉センター所管のものについて健康福祉センター
所長より説明を求めます。

概要説明

健康福祉センター所長 それでは、議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち、健康福祉センター所管のものについて提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算説明書の30、31ページをごらんいただきたいと思います。款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費のうち、大事業、職員給与費56万8,000円の減額であります。人事院勧告に伴う給与改定及び平成22年4月1日付で行われました人事異動によるものでございます。内訳といたしましては、給与費は人事異動による影響が主なもので154万9,000円の増額となります。職員手当等につきましては、人事院勧告により期末手当・勤勉手当の支給割合が変更になった影響により206万7,000円の減額となっており、共済費につきましても、これらに伴い5万円の減額となったものでございます。

以上、概要説明とさせていただきます。ご審査賜りますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

宮岡治郎委員 人事異動で150万円ほど増額というのは、具体的にどのような異動があったのですか。

健康管理課長 これ当初予算を組むときと、実際に年度が変わって配置を

されたというときには、センター3課の中でさまざまな方の出入りがございます。その分と、あともう一つ産休・育休に入った職員が予定より早目に職務についたというようなところでございます。

宮岡治郎委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ健康福祉センター所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で健康福祉センター所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民部所管のものについて市民部長より説明を求めます。

概要説明

市民部長 議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第3号）

における市民部所管の部分について説明を申し上げます。

市民部の補正予算は、人件費2件でございます。お手元の説明書18ページと19ページをお開きをいただきたいと思います。款2

総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費285万7,000円の増額は、市民課職員の人事異動に伴う人件費の調整分でございます。

同じく目2支所費888万6,000円の減額につきましても、職員の人件費の調整分と、職員の実配置数による減額でございます。

続きまして、24ページから25ページをお開きをいただきたいと存じます。款3民生費、項1社会福祉費、目6国民健康保険費1,284万円の減額は、保険年金課職員の人事異動に伴う人件費の調整分と、職員の実配置数による減額でございます。

以上、市民部所管の説明とさせていただきます。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ市民部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時02分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、福祉部所管のものについて福祉部長より説明を求めます。

概要説明

福祉部長 議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第3号）

のうち、福祉部所管のものについて概要をご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。予算説明書10から11ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金1億440万3,000円の増額でございますが、歳出における障害者自立支援事業の介護給付事業及び訓練等給付事業の増に対する2分の1を国庫負担金として受け入れるものであります。

次に、同じく生活保護費負担金1億6,500万円の増額につきましては、歳出における生活保護扶助費の増に対する4分の3を国庫負担金として受け入れるものであります。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、障害者自立支援給付費負担金5,220万1,000円の増額につきましては、歳出における障害者自立支援事業の介護給付事業及び訓練等給付費事業の増に対する4分の1を県負担金として受け入れるものであります。

同じく項2県補助金、目2民生費県補助金、障害者自立支援法特別対策事業補助金750万円の減額につきましては、歳出の特別対策事業の減に伴うものであります。

同じく放課後児童健全育成事業費補助金1,345万円の増額につきましては、学童保育室に対する埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の改正によるものでございます。

同じく「赤ちゃんの駅」市町村設置事業費補助金430万円につきましては、赤ちゃんの駅設置に対する県補助金を受け入れるものであります。

同じく市町村地域子育て支援推進事業費補助金299万2,000円の増額につきましては、インフルエンザ等予防対策に対する県補助金を受け入れるものであります。

次に、12から13ページとなりますが、款21諸収入、項5雑入、目2国庫支出金等過年度収入、生活保護費負担金過年度分810万8,000円の増額につきましては、平成21年度生活保護費国庫負担金の精算により不足額を受け入れるものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書22から23ページをお開きいただきたいと思います。初めに、福祉部所管の職員給与費については、人事院勧告及び実配置に基づき精査したものでありますので、説明は省略をさせていただきたいと思います。

最初に、款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費、小事業、介護給付事業1億4,704万1,000円の増額及び訓練等給付事業6,176万4,000円の増額につきましては、平成22年4月から低所得者に係る利用者負担の無料化の実施などにより市負担額が当初見込みを上回るため、計上したものであります。

同じく小事業、特別対策事業870万円の減額につきましては、平成21年4月の報酬改定に伴い事業所の収入が増加したことに伴い、結果的に対象事業所の減少及び補助金額が当初見込みを下回

るため、補正減するものであります。

次に、小事業、日中一時支援事業1,380万円の増額につきましては、日中一時支援事業者であるくみちゃんハウスの利用定員の増に伴い利用者が増加したため計上したものであります。

同じく中事業、国庫支出金返還金1,333万4,000円の増額及び県支出金返還金671万4,000円の増額につきましては、平成21年度分の障害者自立支援給付費負担金等の精算に伴い、国県負担金にそれぞれ返還金が生じたため計上したものであります。

次に、小事業、重度心身障害者医療費扶助事業1,708万8,000円の増額につきましては、当初見込みを月2,780万円と見込んでおりましたが、これを142万4,000円、率にして5.1パーセント上回る月2,922万4,000円と見込まれるため計上したものであります。

次に、24から25ページになりますが、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、大事業、「赤ちゃんの駅」設置事業467万7,000円の増額につきましては、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため、おむつがえや授乳を行える施設として、29施設43カ所を整備したいため計上したものであります。

次に、24から27ページになりますが、目2児童保育費、大事業、事務費885万9,000円の増額につきましては、平成21年度途中での国の保育単価の変更に伴い、国、県への負担金返納分を計上したものであります。

次に、目3保育所費、大事業、保育事業662万3,000円の増額につきましては、各保育所における猛暑の影響による光熱水費の増、

インフルエンザ対策として各保育所に合計87台の空気清浄機を購入する費用等を計上したものであります。

次に、目4学童保育費、大事業、学童保育事業104万3,000円の増額につきましては、インフルエンザ対策として各学童保育室に合計18台の空気清浄機を購入する費用51万3,000円等を計上したものであります。

次に、28から29ページになりますが、項3生活保護費、目2扶助費、中事業、生活扶助4,320万円、住宅扶助1,660万円、医療扶助1億5,992万円の増額につきましては、被保護世帯の増加に伴い、当初見込みを大幅に上回る見込みであるため計上したものであります。

以上で福祉部所管の概要説明を終わります。

なお、詳細については担当課長より答弁いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより福祉部所管のものについて質疑に入ります。

向口委員 それでは、予算説明書のほうの25ページ、赤ちゃんの駅の設置事業なのですけれども、ちょっとお聞きしたいのですけれども、総括質疑のときに、たしか1カ所で10万円を単位として計上されていたというふうにおっしゃっていたと思うのですが、例えばその場所場所によって必要なもの、必要でないものとか、もう既にあるものとかあってあたりと思うのです。そういった意味で、例えばこの施設には10万円よりももうちょっとかけて、こっこの施設には10万円よりもっと少なく見積もってとかというよう

な、そういう柔軟な対応というのはできるのでしょうか。

福祉部副参事 今回の設置につきましては、事前に各公共施設のほうに意向調査を行ったところで、各施設のほうで判断してもらいまして、必要な品物のほうのご要望をいただいたところで県のほうに補助金の申請をしたところでございます。担当課のほうで判断したのではなくて、各施設のほうの要望ということで設置の要望を出したところですよ。

向口委員 例えば、その要望が10万円よりも少なかったり多かったりとかということはあるのでしょうか。

福祉部副参事 当然1カ所に10万円という補助の金額なのですが、場所によって高額な品物を設置する箇所もありますので、トータルしますと今回補助金のほうは430万円でおさまるのですが、逆に出るほうの購入する備品につきましては460万円の金額となったということでございます。

向口委員 それでは、やはりそれなりに、その場所場所によって金額が違うということですよ。

確認なのですけれども、これは私の考えなのですけれども、例えば市庁舎の今ロビーに設置をお考えかなというふうに思うのですが、今あるスペースを見ましても結構広いスペースですので、また一番目立つところであるような気がしますので、例えばそこにはちょっと重点的にそれなりのものを配置するとか、例えば健康福祉センターなんかですと小さいお子さんなんか結構来る、そういったことも考えて、ちょっと重点的にするとか、何かそう

というような対応というのはしていただけないかお伺いしたいので
すけれども。

福祉部副参事 先ほど申しましたとおり、各担当課のほうにそういった要望を聞いたところで整備をしておりますので、各課の判断の中でそれぞれの品物のほうを整備したということでございます。本庁舎のほうも3カ所程度、要望に沿った形の品物を整備する予定で
おります。

〔(4カ所)と言う人あり〕

福祉部副参事 4カ所整備する予定でおります。

向口委員 当初県のほうでバックアップしていただけるということで、たしか障害者の方とか高齢者の方とか、そういった方にも配慮できるような箇所も設けていきたいというようなことを言っていたと思うのですが、それに関してはどうでしょうか。そのようになっているところがありますでしょうか。

福祉部副参事 例えばアリットではユニバーサルシートということで、そのシートにつきましては高齢者の方々も使えるような大きなスペースのシートですので、そういったことの利用はできるかと思えます。

向口委員 ほかにはどうでしょうか。ほかは。

福祉部副参事 ほかは、やはり乳幼児を持つご家族のための利用設備のほう
がメインでございます。

向口委員 それでは、アリットの今言われたところぐらいなのでしょうか。

検討されているのはそこぐらいでしょうか。

福祉部副参事 そのとおりでございます。ただ、そういった高齢者に配慮した品物も設置したいところでございますが、各施設のスペースの関係もございますので、今回アリットのほうが1カ所、そういったものの整備をするということでございます。

関谷委員 同じく赤ちゃんの駅についてお伺いします。

たしかつい立ても設置するということでしたから、授乳できるのですけれども、普通にミルクをつくることもできるのですか、ポットとか置いて。

福祉部副参事 今回の補助金の目的は、おむつがえですとか授乳のための設備を整えるものでございますが、別途各施設に対しましてはミルクを提供できるような形の、例えばポットですか、そういったことの購入も、ある施設では購入の予定でございます。また、希望を聞いた各施設につきましても、今回ミルクの提供ができる施設を整備することも、各施設の中で確認をとっているところがございます。

関谷委員 それと、つい立てがあって授乳ができるということなのですが、このエリアには男性も入ることができるのですか。つい立てで区切られているから、エリア全体には男性も入れると考えていいのでしょうか。

福祉部副参事 男性の家族であっても、それは利用は可能だと思います。

関谷委員 そうすると、そのエリアで、つい立て一つで隣で女性が授乳をしていると考えてよろしいでしょうか。

福祉部副参事 そういったイメージであります。

関谷委員 ちょっとお隣、狭山市の状況をお聞きしたいのですが、本会議で全体の利用数とかはお聞きしたのですけれども、恐らく本庁舎が一番使われているのかなと思います、ほか狭山市ではどのような場所が利用頻度が高くて、どのような場所が利用頻度が低いとかいったのはおわかりでしょうか。

福祉部副参事 確認しましたところ、本庁舎での利用が一番多いのを確認しております。あと、多いところは動物園ですか、狭山市さんの。ああいったところでも、たしかおむつがえですとか授乳の施設が整っていますので、利用のほうの数が多かったと確認しております。少ないところにつきましては、保育所だとか、その辺が利用者の数が少なかったような状況です。

関谷委員 それを参考になさって、入間市の場所も決定したのでしょうか。

福祉部副参事 参考と申しますか、先ほど申しましたとおり、各施設に對しまして今回の赤ちゃんの駅の趣旨を理解していただいた中で、またスペースの関係もありますが、そういった場所を設けたいという施設に對しまして、今回整備をするものであります。

安道委員 説明書の22、23ページのところの下のほうの部分ですけれども、社会福祉法人支援事業ということで102万3,000円の減となっているわけですけれども、これは具体的にはどういった内容なのかお願いします。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 この事業につきましては、社会福祉法人の用地に対する補助、あるいは賃借料で、契約単価が低くなりましたので、それに対して減をするものでございます。

以上です。

安道委員 それから、26、27ページになりますけれども、保育所費のほうで保育所の職員ですけれども、一般職の方が1名減というふうなことで、あと嘱託職員の方がプラス7配置というふうなことで、具体的なはどういうふうな内容なのかお願いしたいのですが。

福祉部参事兼児童福祉課長 一般職につきましては、保育所の保育士、調理員に係る給与費でございまして、予算当時120人で計上いたしました。実配置人数に合わせてということと、先ほどのお話の中の人事院勧告による給与費の精査による減額でございまして、嘱託職につきましては、保育士の産休、育休の代替あるいは障害児保育等に対応するための保育士、完全給食の実施に対応するための調理員等の給与でございまして、当初87人で計上いたしました。代替また障害児対応のための加配保育士の増員7名がございましたので、その部分の増額。また、嘱託についても期末手当の支給率の減も含んだ上での差し引きの増額になっております。

以上です。

小出委員 説明書の28、29ページの生活保護扶助の増加なのですが、それぞれで生活と住宅と医療と葬祭で、わかるところで、世帯と人数をどれくらいふえているのか教えていただきたいのですけれども。

生活福祉課長 これは、個々の扶助ごとという。

小出委員 できたら。

生活福祉課長 その数字につきましては、今数字のほうは出ていないのですが、基本的に、これ参考で申し上げます。昨年の10月1日の数字と、ことしの10月1日の数字ということで、参考までに申し上げます。ちょっとお待ちください。

まず、保護世帯になりますけれども、昨年の10月1日では511世帯ございました。ことしの10月1日では571世帯ございます。つまり60世帯ふえておりますので、月平均にしますと5軒平均で、差し引きでふえているというふうに思っただいて結構だと思えます。人数につきましては、昨年の10月1日が754人、ことしの10月1日が821人ということで、これは67人になるでしょうか、ふえております。そういった要因も含めまして、生活扶助、医療扶助、住宅扶助等が最終的に前年よりも大分ふえているという解釈であります。

向口委員 今のお話を伺いまして、もう60世帯ここでふえているということは、やはり担当の職員の方が1人で背負う分ぐらいの世帯がふえていると考えてもいいかとも思うのですけれども、例えばそういうことも今後お考えになっていらっしゃるのでしょうか。

生活福祉課長 この関係につきましては、たしかこの間の決算のときにもご質疑をいただいておりますが、数字というものは大分動いていますので、一応傾向ということで数字を申し上げます。

1人のケースワーカーが基準として担当している世帯は、社会福祉法の中で80世帯が基準ということで設けられております。それでは、今どのぐらいの世帯を1人のワーカーが担当しているか

ということですが、決算の特別委員会の時点では、たしか82世帯ぐらいということでお話し申し上げておりました。今現在は、これは月によって大分変わる部分もありますので、81世帯から82世帯になっております。ただ、これから先、年末ということで、例年相談もふえる傾向にございますので、82世帯、83世帯、84世帯という感じで一時期ふえていくのだろうというふうに思っております。

それを踏まえた上で、平成23年度につきましては、今現在ケースワーカーが7人で対応しておりますが、8人にしたいということで、平成23年度の定数の管理で企画のほうにお願いしまして、実配置されるかはともかくとして、平成23年度はケースワーカー8人で対応していきたい。それによって1人のワーカーが、今の時点の数字で申し上げますと、71世帯から72世帯担当ということになろうかと思っておりますので、これはもう担当課としてもぜひ増員をお願いしたいというふうに思っております。実配置に期待しております。

向口委員 ありがとうございます。

それで、保護世帯がふえているということなのですが、例えば自立して、保護からもう抜け出して自活できるようになった例というのはどの程度あるのでしょうか。

福祉部副参事 自立ということなのですが、今年度の生活保護廃止、自立も廃止の一部ということで、廃止となった世帯が66世帯ございます。そのうちお亡くなりになって廃止の方が18世帯ございますの

で、その差の46世帯については、自立というところまではちょっといかない部分もあるのですが、死亡以外での生活保護からの脱却をしていただいた世帯数が出ております。

以上です。

宮岡治郎委員 歳入です。11ページ、民生費県補助金の、先ほどからの「赤ちゃんの駅」市町村設置事業費補助金ですけれども、県が10割補助ということで、10万円掛ける43カ所ということでこういう数字になっていると思うのですけれども、先ほどから伺っていて、確かに10万円を超える費用のところについては問題ないと思うのですけれども、例えば9万円で済んでしまった場合、一つ一つ算出して、これは1万円要らなかったからというので、後で県にこういう補助金を返すのは何ていう言い方するのですか、減額して返還するというようなことは起き得るのですか。

福祉部副参事 今回の補助金でありますけれども、合計430万円いただくのですけれども、その430万円の考えは、1カ所10万円ずつの補助をするということでございます。また、各施設に設置する品物も、10万円以上の品物もあれば1万円以下の品物もあるのですが、それでも430万円の中でおさめてほしいということの考えですけれども、今回は三十数万円ほど足が出るというふうな形でございます。歳入のほうは430万円ですが、出のほうは460万円という形になっております。

宮岡治郎委員 全体を見ますと、確かに467万7,000円ですから、上回っているので問題ないのですけれども、補助が10割だということにな

ると、1カ所当たり10万円の補助だと仮定、そういう積算根拠のわけですね。そうすると、確かにその10万円を上回っている部分については問題ないにしても、9万円、8万円で済んでしまった場合、10万円に満たなかった1万円とか2万円の分を後で県に返すとかというようなことはないですか。

福祉部副参事 その関係につきましては、返還のほうはございません。

宮岡治郎委員 ないですか。

福祉部副参事 はい。

宮岡治郎委員 ありがとうございます。

安道委員 歳入のほうで、放課後児童健全育成事業ということで1,345万円、学童保育のほうですけれども、開設日数ですとか長時間対象ということで、補助単価が切りかわったというふうなことでの増のようなのですが、これが歳出のほうにどういうふうに戻元されていくのかというふうなことで、今後の保育所の施設設備の改善とか、そういったことにもつながってくるかと思うのですけれども、これは今後こういうふうが増額されていくと思うのですけれども、これからの見通しはどういうふうになりますでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 今回の増額につきましては、学童保育事業の歳出のほうに充当するという形で考えております。

安道委員 そうしますと、施設の課題等々もあるかと思うのですが、具体的にはそういったところに、人員配置も含めてですけれども、具体的に当面どういうふうな改善をというふうなところは検討されているのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 今回の歳入の増について、それに従ってどう
こうということは、現在の段階で変更という部分ではございません。
当初から考えている部分を、そのまんまやらせていただきたい
と思っております。

野口委員 では、何点かありますので、最初関連質疑から、説明書の29ペ
ージの生活保護費に関連して、60世帯ぐらい昨年比べてふえて
いるということで、ケースワーカーも1人ふやすということをお
聞きしたのですが、それとあと自立ということの傾向も聞いたの
ですが、聞きたいのは就労支援員が今置かれているのですが、こ
れについてのふやすということについては、このふえているとい
う状況で補正まで組んでいるのでわかっているのに、そういう検
討はされているのですか。

福祉部副参事 就労支援員さんにつきましては、現在ご存じのとおり1名
の方についていただいております。支援の状況から見ておりまし
と、まだお一人で大丈夫かなというふうに考えております。とい
うのは、ここで県の事業でチャレンジ支援事業ということで、そ
ちらのほうから就労に向けての支援の事業も入ったということが
まず1点ございます。それと、あとハローワークとの連携という
ことで、ハローワークのほうへこちらの支援員さんと一緒にお連
れして、ハローワークのほうからも直接保護を受けている方に求
人情報の提供とかもしていただいておりますので、そういったも
のを含めると、今現在の1人の支援員さんで、今のところはや
っていけるのではないかなというふうに考えています。

以上です。

野口委員 今1人の方で十分だということであれば安心なのですが、ただ心配なのは生活保護受給者の方は、実態として健康もしくは精神的に何か障害というか、例えば健康状態であれば腰痛、年がまだ40歳、50歳なのに肉体労働が全くできないとか、事務職は難しいですよ、今の実態は。あと精神的に、手帳は持っていないのだけれども、やはりちょっと、少しやっぱり一般というか、そういうことで、ただ単に求人票を渡しただけでは難しいと。その人に合う、例えば8時間労働が無理なら4時間のパートとかいうふうには、そういうかなり細かいケアというか、世話が必要だと思うのです。そういう点を含めて、1名でいいのかなと私は思っているのですけれども。

生活福祉課長 先ほど1人のケースワーカーが82世帯ぐらい持っている。その中に、当然精神疾患をお持ちの方もいたり、いろんな方がいらっしゃいます。基本的には、各ワーカーが一番その方のことをよく知っているわけですので、そのワーカーの判断というのが中心にあります。この人は、さっきおっしゃったように何時間労働だったらできるか、この職種だったらできるのではないかという、いろいろ本人との相談の中で、方向性をまず見出します。その方向性に基づいて、就労支援相談員がいろんな情報、ハローワークなり、あるいは日曜日に新聞の求人広告がありますけれども、そういったものも持ったりして、窓口でケースワーカーと3人で相談して、ではこの日に職安に行ってみましょうとか、そう

ということで個々のケースの内容に基づいて、ケースワーカーが基本的には方向性を見出して、それで就労支援相談員と本人と3人で就労に向けて取り組んでいるということです。

以上です。

野口委員 わかりました。

では、次で23ページの日中一時支援事業、聞きたいことは、いつものことながらサービスがというか、社会資源的に足りているかどうかということなのですが、その前提として、これくみちゃんちですか、くみちゃんだったかな。

〔(くみちゃんハウス) という人あり〕

野口委員 ハウスか。くみちゃんハウスの場所と定員と、何人から何人にふえたと、この2点について、ちょっと前提としてお聞かせください。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 場所につきましては、当初開始時は南峯だったのですが、現在は簡単に言うと飯能ゴルフの付近のセメント工場のあるあたりなののですが、そちらのほうに移設しまして、定員が15人から25人になっているところでございます。

以上です。

野口委員 稼働状況というのはちょっとおかしいのですが、平均した受け入れ児童は何人ぐらいなのですか、日々の。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 実績記録を見ますと、短時間とか、1日預けているとか、いろいろあるのですが、平均す

ると、大体23人から24人ぐらいは行っておりますが、ほぼフルに入っているという実績が出ております。

以上です。

野口委員 これ場所がちょっと遠いですよ。フルに稼働しているということ踏まえて、こういった日中一時支援事業を利用したいという、対象というのは限られているので、そういった人たちの声というのは聞く機会も多いと思うのですけれども、受け入れ体制については足りているかどうかという、現時点の判断はどういう判断されていますか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 障害福祉課としては、できれば市内で実施できるような、そういう事業所があればと思っております。給付決定状況を見ましても、なかなか多いと、ふえているということもございます。くみちゃんハウスにつきましては、重度の障害児（者）も受け入れられるような、看護師を配置したというふうなサービス提供をしておりますので、そういうところはなかなかできないものですから、また近隣、近くにあれば、そういう事業者を発掘していければとは思っております。

以上です。

野口委員 わかりました。

では、最後の質疑で27ページなのですけれども、いわゆる保育事業、学童保育事業、この増額には空気清浄機の購入費が含まれているということですが、細かいこととなりますけれども、空気清浄機といえば、今選定にもいろいろあるように、いろいろ

な機能機種があるのですよね。そういったことと、あと値段含めてどういう購入予定なのか。つまり、機種とか決めてということと、あと見積もり、合い見積もりなのか含めて、どういう購入予定、計画なのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 菌等の除菌の部分と、あと加湿の機能がある空気清浄機を購入する予定で、まだ予算をいただいておりますので、参考見積もりという形でとらせていただいておりますが、参考見積もりではございますが、合計105台で、1台2万8,500円という形になっております。

野口委員 確認しますけれども、除菌と加湿があるという、いわゆる機能を限定というか、条件をつけて、そこでの合い見積もりをとって、合い見積もりというのは私もよく、制度をごめんなさい、勉強していないのだけれども、何社からかとして、それで終わりというのかな、もっと詳しく。だから、条件はまず除菌と加湿という条件で見積もりをとるというのは、ごめんなさい。いいですね。では、今度見積もりの範囲というのはどのぐらいからとるのですか。それ質疑します。

福祉部参事兼児童福祉課長 機能的には、加湿、集じんと除菌という部分ですけれども、まだあくまで参考見積もりをとっただけで、予算いただいておりますので、予算が決定された段階で、その金額に応じた業者の数の見積もり合わせという形で決定をしたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ福祉部所管のものについての質疑を終結いたします。

 以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました
が、各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は
保留いたします。

 ここで休憩いたします。

 午前11時40分 休憩

 午前11時41分 再開

委員長 会議を再開いたします。

 次に、教育総務部所管のものについて教育総務部長より説明を
求めます。

概要説明

教育総務部長 それでは、議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正
予算（第3号）の中で、教育総務部所管の概要について説明をさ
せていただきます。

 最初に、歳入から説明をさせていただきます。説明書の10から
11ページをごらんいただきたいと存じます。款15国庫支出金、項
2 国庫補助金、目9 教育費国庫補助金、節3 幼稚園費補助金、幼
稚園就園奨励費補助金160万3,000円は、補助金の交付対象人数に
変更があったことから増額補正をするものでございます。

 次に、歳出について説明をさせていただきます。説明書の46か
ら47ページをごらんいただきたいと存じます。款10教育費、項1

教育総務費、目2事務局費、大事業、職員給与費マイナス1,678万1,000円は、4月1日の人事異動等により一般職及び嘱託職の職員構成が変動したこと及び人事院勧告に伴う給与改定などによる減でございます。以後、職員給与費につきましては同様でありますので、それぞれの説明は省略をさせていただきます。

次に、項2小学校費、目1学校管理費、大事業、小学校管理運営費、小事業、諸工事費241万5,000円は、小学校3校の校舎の雨漏り等に対応するため、屋上防水工事、外壁改修工事を実施するものであります。

次に、項3中学校費、目1学校管理費、大事業、中学校管理運営費、小事業、諸工事費158万5,000円は、中学校2校の校舎の雨漏り等に対応するため、屋上防水工事、外壁改修工事を実施するものでございます。

次に、48から49ページの上段をごらんいただきたいと存じます。目1、幼稚園費、大事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業642万4,000円は、歳入で説明をいたしました但、対象人数が変更したことによる増額でございます。

次に、52から53ページをごらんいただきたいと存じます。目4学校給食費、大事業、学校給食センター管理運営費マイナス111万7,000円及び大事業、自校給食運営費114万3,000円は、パートタイム職員の配置変更などに伴う増減でございます。

以上で概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　　これより質疑に入ります。

宮岡治郎委員　47ページです。小学校費と中学校費を一緒に言ってしまうかもしれませんが、諸工事費で小学校では3校、中学校では2校、屋上防水及び外壁工事をするものですというふうなご説明でしたけれども、これはそのための何か準備か設計をなさるといような意味合いですか。それとも、工事費がこのくらいで済んでしまうものなのですか。それとも、もとの工事に追加的な何か費用がかかるようになったという意味ですか。

教育総務部参事兼総務課長　小学校につきましては、雨漏りが発生しているため、外壁の改修工事をする仏子小学校。それから、新久小学校につきましては、外壁の一部が爆裂しましてコンクリートが落下する危険性があるため、改修工事を実施するもの。それから、藤沢南小学校につきましては、雨漏りが発生しているため、その屋上防水工事を実施するというところでございます。

〔(一部だよ) という人あり〕

教育総務部参事兼総務課長　一部でございます。

中学校につきましては、東金子中学校の外壁の改修工事、これを先ほどと同じようにコンクリートの一部が落下する危険性がございますので、これを改修するものでございます。また、西武中学校の南校舎につきましては、雨漏りが発生しておりますので、これを改修するというので、一部屋上防水工事を実施するというところでございます。

以上でございます。

宮岡治郎委員 つまり、応急的な工事ということですね。

教育総務部参事兼総務課長 そのとおりでございます。

宮岡治郎委員 わかりました。

49ページです。幼稚園費の大事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業ですけれども、対象人数がふえたというご説明でしたけれども、何人ぐらいふえたのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 46人の増加を見込んでございます。

以上です。

宮岡治郎委員 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ教育総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で教育総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。各所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時49分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、生涯学習部所管のものについて生涯学習部次長より説明を求めます。

概要説明

生涯学習部次長 それでは、生涯学習部所管のものにつきまして、概要をご説明申し上げます。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。お手元の事項別説明書の10、11ページをごらんいただきたいと存じます。款16県支出金、項2県補助金、目9教育費補助金、節1社会教育費補助金435万9,000円の補正増のうち、子どもたちを地域で育む事業補助金の50万円につきましては、既に実施しました平成22年度入間市青少年の船を対象事業として、埼玉県からの補助金が確定したものでございます。

次に、同じく社会教育費補助金のうち、市町村地域子育て支援推進事業補助金の385万9,000円につきましては、埼玉県から100パーセントの補助事業採択の内示をいただいたものでございます。内容は、2つの事業が採択されまして、1つが公民館費の事業運営費で対応します子育て情報発信促進事業への86万円、2つ目が図書館費で対応します親と子が本に親しむサポート事業の299万9,000円でございます。

続きまして、歳出について概要をご説明申し上げます。事項別説明書の48ページから53ページが生涯学習部所管の歳出でございます。人件費関係の補正につきましては、市全体の予算で統一した補正でございますので、4月1日の人事異動等による職員構成の変更と、人事院勧告に伴う給与改定などの精算並びに共済組合負担金並びに退職手当組合負担金についての料率アップによる増

額等を計上させていただきました。

48ページ、49ページをごらんいただきたいと思います。款10教育費、項5社会教育費のうち、目2公民館費の補正についてでございますが、最初に節でいいますと11節の需用費241万円の増額につきましては、右側の説明欄にありますように、公民館管理運営費の修繕費でございます。安全で快適な施設の提供を維持するため、地区公民館8館の9カ所について、主に空調機の故障や雨漏りなどに緊急に対応したいものでございます。

同じく説明欄にございます公民館費の事業運営費86万円につきましては、歳入でご説明しました埼玉県から100パーセントの補助採択の内示を受けました市町村地域子育て支援推進事業補助金で実施予定の子育て情報発信促進事業について増額補正をさせていただきました。目的は、入間市子育て支援マップ2011年度版の情報発信のために環境整備を行うものでございます。予算科目の内訳は、節別で申し上げますと、8節の報償費6万円は、マップ発行に携わる人材育成のための講座開催に伴う講師謝礼でございます。13節の委託料15万円は、インターネットによる情報発信のための環境整備に要するものでございます。18節の備品購入費65万円につきましては、インターネットによる情報発信に要するパソコン、プリンター等の購入費でございます。

続きまして、50、51ページの目5図書館費の補正についてご説明申し上げます。歳入で申し上げますと親と子が本に親しむサポート事業を実施するための増額補正を計上させていただきました。

た。事業の目的といたしましては、子供の読書活動や保護者への子育て支援のため、各館の児童コーナーの物品や備品を整備し、児童図書を充実させ、読み聞かせに関するボランティア研修会等を実施するものでございます。51ページ右側の説明欄で申しますと、施設管理費と図書等整備事業費111万円、事業運営費10万円が該当します。施設管理費171万4,000円とありますけれども、実際の本補助事業費では179万1,000円でございますけれども、補助事業以外の建物管理関連の委託料の執行残による7万7,000円の、節のほうの委託料7万7,000円減とありますが、こちらの額が相殺された金額で179万1,000円となっております。予算科目の内訳を節別に申し上げますと、8節の報償費10万円は研修会の講師謝礼でございます。11節の需用費41万7,000円は、児童コーナー用のいす、ブックスタンド等の消耗品費でございます。また、18節の備品購入費の248万4,000円につきましては、児童用の図書資料等を初め、児童用の閲覧用テーブル、寝転び台等を購入したいものでございます。本事業の歳出予算の合計は300万1,000円となります。補助金額が299万9,000円ですので2,000円の開きがございますけれども、これは歳入の内示額が1,000円単位で切り捨てられているのに対しまして、歳出はいろんな事業を行っているため、1,000円単位で切り上げするとなったためでございます。実際の予算執行では、100パーセントの定額補助となります。

以上で生涯学習部が所管する補正予算の概要説明を終わります。なお、詳細につきましては、担当課長よりご答弁申し上げます。

す。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。ありませんか。

向口委員　それでは、説明書の49ページなのですが、ここの公民館費の事業運営費の86万円なのですけれども、先ほどのご説明で子育てのホームページの情報発信ということなのですが、今ある子育ての情報誌がございますよね。あの内容のものがホームページのほうでほとんど見られるというようなイメージでよろしいのでしょうか。

中央公民館長　そのとおりでございます。

向口委員　今ある子育て情報誌というのは、管轄といたしますか、それはこちらの所管になるのでしょうか。どこでやられていのでしょうか。

中央公民館長　このいま子育て情報発信隊というのは任意の団体でございますので、どこかに所属しているという、あるいは登録しているということではないのですけれども、活動の拠点としては、市民活動センターを活動の拠点として登録されているというふうになっております。

向口委員　それで、ちょっと離れてしまうかもしれないのですけれども、情報発信という、情報誌ということが今出てきましたので、これ値段が280円たしかしたと思うのですけれども、これ例えば市の情報誌のように広告などを募って、そういうノウハウなどを例えばそちらの方々に提供されて、無料にというようなことというのは、ここでちょっと論議することではないのかもしれないのですけれども、そういったことはいかがでしょうか。

中央公民館長 このいま子育て情報発信隊というのは、生涯学習フェスティバルをきっかけに立ち上がったグループであります。その際学習の機会として、公民館のほうは1度情報の集め方であるとか、こういう情報誌を編集発行するノウハウ等の学習の機会をご支援させていただきました。この団体は、先ほど申し上げたように市民活動団体でありますので、行政のかかわり方として、特に私ども公民館としては学習支援というような形で行ってきたところであります。今回のこの支援も、インターネットを通じて発信するノウハウ等を学ぶということと、そういったツールを通じて、今後充実した内容にこの活動が行われるように環境を整えていくというような内容になっております。

したがって、この発行自体はこの団体がみずからの努力で行っておりますので、その範囲内で行っていただくほうがよいのではないかなというふうに考えております。

宮岡治郎委員 49ページです。社会教育総務費の中の文化財保護費です。

額は少ないのですけれども、この4万円の減額というのは何かを取りやめたのか、それとも何か安くて済んだのか、どちらなのかですか。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 こちらにつきましては、指定文化財の説明板を2つ設置しました。その執行残でございます。

以上でございます。

宮岡治郎委員 今度は別ですけれども、51ページです。図書館費の図書等整備事業の中事業、図書等購入事業ですけれども、補正ですけれ

ども、図書の購入については、図書の分類別の購入というのはかなりバランスを考えて購入されているように思うのですけれども、今回この補正はどのような購入でふえたのですか。

繰り返しますけれども、図書につきましては、図書館は図書の分類別のバランスというものに常に配慮なさっているようにも思うのですが、今回この補正で図書の購入というのは、どのような図書の購入になりますか。

図書館長 この補正増につきましては、先ほど次長のほうからも説明させていただきましたが、県の市町村地域子育て支援推進事業補助金を受けて実施するものでございますので、この図書購入につきましても、いわゆる児童図書に限定させて購入をさせていただきたいと考えております。

宮岡治郎委員 はい、わかりました。

安道委員 児童図書をここで購入できるのがついたということで、本当によかったなと思っているのですけれども、分館も含めて各館に割り振るといふふうに思うのですけれども、その辺はバランスよくといいますか、その利用状況に応じてだと思うのですが、どのようになっているのでしょうか。

図書館長 現在の時点では、どこに何冊とか細かくは決めておりませんが、4館の児童担当者で児童担当者会議というのをつくっておりますので、そういう中で、いただいたお金で何冊買えて、ではそれを具体的にどこに何冊置くかということは決めていきたいと、そんなふうに考えております。

関谷委員 同じく51ページの図書館費の親と子の本に親しむ事業で、本の読み聞かせボランティアに対する研修、講習を行ったということですが、この費用はお幾らですか。

図書館長 これからそういう研修をしていきたいと、こういうことでございます。

関谷委員 それ講師呼んで、その謝礼が10万円ということですか。

図書館長 先ほども申しあげました県の補助金をいただきまして、図書の購入とか備品の購入とかを含めた事業でございますけれども、その事業の一環といたしまして研修会を実施したいものでありますけれども、中身としましては、現在図書館に、各館に読み聞かせのボランティアの方々がいらっしゃいますし、それともう一つ考えておりますのは学校図書館ボランティア、学校図書館にもボランティアの方がたくさんいますので、そういう方々もあわせて、いわゆる技術向上とか、あるいは知識の向上とか、そういうことを目的として1度研修会を行いたいと。

10万円の使い道ですけれども、それが1本と、もう一つはボランティアさんもだんだんと、中には都合によっておやめになる方もいらっしゃいますので、少なくなっているところもございますので、そういうところに対してということよりも、ボランティア活動全体に対して市民をどうそこに巻き込んでというところとちょっと言葉が適當ではないかもしれませんが、たくさんの方に参加していただく、そういういわゆるコーディネーター、ボランティアコーディネーター、ボランティアリーダーといいたいまいしょうか、

そういうものの養成もあわせて行えたらいいなというふうに考えておりますので、研修会としては2本一応考えてございます。

以上でございます。

関谷委員 はい、わかりました。

野口委員 先ほど言った49ページの子育てマップのインターネットによる発信で、これらの形態を確認したいのですけれども、要はこれが補助金ではなく市の支出になっているということで、情報というのは、市民団体が、もちろん市との協働で集めます。編集とかもやるのですけれども、発信が市の事業ということなのですか。それを聞きたいのですけれども。

中央公民館長 発信そのものは、この情報発信隊が行いますので、今回の事業の対象としては学習の機会と、それとITに関する環境の整備ということになります。直接市が情報を発信する形ではございません。

野口委員 そういうことを聞いたような気がするのですけれども、報償費の場合、教えるということはわかるのですけれども、備品購入費とか、その前に委託料合わせて80万円。これについては、機材もしくはホームページを開く際のもと、払うお金とか、そういうことではないかと思うのですけれども、もう一回この委託料と備品購入をお聞かせください。

中央公民館長 ホームページを開くためのいわゆる開設費であるとか、あるいは情報通信料とかというのは、今回の事業の対象にはなっておりません。

野口委員 そうすると、これはもうちょっと何か説明があったような気がするけれども、もう一度。

中央公民館長 1つは、講座を開くための講師謝礼。

野口委員 そうそう。

中央公民館長 それから、今回のものはインターネットを通じて特に行う事業でありますので、パソコンであるとかデジカメであるとか、そういったものを使って行う活動でありますので、そういった機材を整えると。それを使って学習をしたり、実際に学習とともに活動にもなりますので、編集作業なんかもそれを使っていくというような形になります。

野口委員 形態を少しはっきりしないと、市民団体が専用を使うパソコンを市の支出として買って置くというのは、何かちょっと不自然かなと思うのです。ですから、協働のあり方で少し、備品購入が65万円で、パソコン、いろいろ機材、委託料、ちょっとそれらを含めて、あくまで所有権というか、そのものについては市のものだというのであれば、これ専用ということではちょっとおかしくなるし、そういった整理というのはどうされているのですか。

中央公民館長 今回の備品は、学習とともに情報発信するための機材としても活用できるものでありますので、子育て情報を中心とした今回補助金ではありますけれども、市民活動をされる団体にも使っていくことも可能ではないかなというふうには考えています。

野口委員 ですから、市民活動団体に機材を提供するということは、必要であればそれはいいのですが、ここを整理して、子育ての団体が

専門に使うものであれば、それはもう補助金ないし管理を任せると
いうか、それを専用にするのであれば補助金として使わないと、
何か整理がつかないのかなと。置くのは、やっぱり中央公民館に
置いてあると。作業もそこでやるということであれば、これから
そういった専用のものを置くということもあるということも含め
て整理しないと、ちょっとイレギュラーだと思うのです。そうい
った整理はどうされます。

中央公民館長 今回のこの補助金につきましては県のほうとも相談してお
りまして、できれば団体に補助金として一括市のほうから出せる
方法のほうが、市民活動団体に一括補助金として出して、備品な
んかもその団体のものとしたほうが明らかになるし、団体のほう
も使いやすいといったらいいのでしょうか、そのような形にもな
るのではないかとということで県のほうにも照会したわけなのです
けれども、今回のこの県の補助金があくまでも市に対する補助金
なので、それをまた団体のほうに補助金として出すという方法は
とれませんということでございました、回答が。したがって、あ
くまでもこういった学習活動や、情報発信活動も含まれますけれ
ども、そういった活動に使えるように市が環境を整える形の備品
購入というふうに範囲を限定されましたので、そのような対応を
していきたいというふうに考えているところです。

野口委員 はい、わかりました。

向口委員 済みません、今のにちょっと関連してなのですが、そう
しますと入間市のホームページを見たときに、この子育てのホー

ムページがリンクしてはばっと見れるということによろしいの
ですね。

中央公民館長 市民活動センターのほうのホームページ等も含めて、いろ
んなところとリンクができるような形で子育て情報が発信できる
というような形には、恐らくとられるのだろうというふうに考え
ております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 0時12分 休憩

午後 0時13分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第
3号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしまし
た。

△ 閉会の宣告（午後 0時14分）

委員長 これでは当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長 永 澤 美恵子

福祉教育常任委員会副委員長 野 口 哲 次